

(第4関係)

平成31年度(2019年度)監査重点項目

1 選定方針

平成31年度(2019年度)監査重点項目は次の事項から選定する。

- (1) 平成30年度(2018年度)までの定期監査等における課題状況を踏まえ、更に踏み込んで監査を行う必要があると認められる事項
- (2) 平成30年度(2018年度)までに県又は県関係団体の不祥事等としてマスコミ等で話題となった事案に関連する事項
- (3) 熊本地震からの復旧・復興に向けた取組について、監査を行う必要があると認められる事項

2 重点項目

(1) 行政関係

- ① 職員の時間外勤務や健康管理について、組織としての取組や体制は適切なものとなっているか。
- ② 県立学校における教材費等、県の歳入歳出に計上されない学校徴収金の取扱いは適正になされているか。

(2) 収入関係

- ① 現金収納に係る手続は適正になされているか。

(3) 支出関係

- ① 公共工事の施行において、入札・契約手続は適正になされているか。
- ② 職員の特殊勤務手当等の支給に係る手続は適正になされているか。

(4) 物品関係

- ① 指定管理等、県の備品と他の団体の備品が混在する場合の管理は適正になされているか。